

出産・子育て応援給付金（旧制度）・妊婦のための支援給付金（新制度） 早見表（区分表）

対象者	出産応援給付金/妊婦のための支援給付（1回目）の支給	子育て応援給付金/妊婦のための支援給付（2回目）の支給
R7.3.31までに妊娠届 R7.3.31までに出産	3/31までに出産応援給付金申請済者 出産応援給付金を支給しています。	3/31までに子育て応援給付金申請済者 子育て応援給付金を支給しています。 4/1以降の申請者 子育て応援給付金を申請・支給します。
R7.3.31までに妊娠届 R7.4.1以降に出産	3/31までに出産応援ギフト申請済者 出産応援給付金を支給しています。	妊婦のための支援給付 ①妊婦給付認定の申請 及び ②胎児の数の申請
R7.4.1以降に妊娠届 R7.4.1以降に出産	妊婦のための支援給付 ①妊婦給付認定の申請 ※転入者の方で、1回目の申請を行い、支給を受けている方は対象となりません。1回目の申請を行っておらず支給を受けていない方は、①妊婦給付認定の申請を行ってください。	妊婦のための支援給付 ②胎児の数の申請 ※転入者の方で、2回目の申請を行い、支給を受けている方は対象となりません。2回目の申請を行っておらず支給を受けていない方は、①妊婦給付認定の申請および②胎児の数の申請を行ってください。
【補足など】	R7.3.31までに妊娠届を提出し、出産応援給付金の申請をされていない方は、妊婦のための支援給付（1回目）の申請（④妊婦給付認定の申請）を行ってください。	-